

議案第79号

東京都板橋区立グリーンカレッジホール条例の一部を改正
する条例

上記の議案を提出する。

令和6年9月20日

提出者 東京都板橋区長 坂 本 健

東京都板橋区立グリーンカレッジホール条例の一部を改正
する条例

東京都板橋区立グリーンカレッジホール条例（平成20年板橋区条例
第41号）の一部を次のように改正する。

別表第2教室1の項中「4,600円」を「6,400円」に、「6,
100円」を「8,400円」に改め、同表教室2の項中「1,900
円」を「2,700円」に、「2,400円」を「3,400円」に改
め、同表教室3の項中「1,400円」を「2,000円」に、「1,
800円」を「2,500円」に改め、同表4階ホールの項中「6,5
00円」を「9,000円」に、「8,400円」を「11,400円」
に改め、同表集会室1の項及び集会室2の項中「950円」を「1,3
00円」に、「1,200円」を「1,700円」に改める。

付 則

- 1 この条例は、令和7年1月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の別表第2の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に利用申請が受理された、令和7年4月1日（以下「基準日」という。）以後の利用に係る使用料（指定管理者により東京都板橋区立グリーンカレッジホールの管理を行う場合は利用料金。以下同じ。）について適用し、基準日前の利用に係る使用料及び施行日前に受理された利用申請に係る使用料については、なお従前の例による。

(提案理由)

使用料の額及び利用料金の上限額を改定する必要がある。